

教保第 327 号
令和 4 年 5 月 26 日

各市町村教育委員会教育長
各 公 立 幼 稚 園 長
各 小 中 学 校 長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 殿

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

マスクの着用に関するリーフレットについて

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
さて、令和 4 年 5 月 25 日付け事務連絡により文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり依頼があります。
ついては、各学校（園）は、別添を確認の上、学校職員、児童生徒、保護者への周知およびに適切な対応をお願いいたします。
各市町村教育委員会においては、貴所管の学校（園）へ周知するとともに、学校（園）において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。
各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

担 当	教育庁保健体育課健康体育班	今枝聖子
電 話	098-866-2726	
F A X	098-862-0472	
E-mail	imaedase@pref.okinawa.lg.jp	

厚生労働省と連携し、マスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

事務連絡
令和4年5月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

マスクの着用に関するリーフレットについて

児童生徒等のマスクの着用については、昨日発出した「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）においてお示したところですが、このたび、厚生労働省と連携し、別添のとおりマスク着用の考え方について周知するためのリーフレットを作成しましたので、お知らせいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

